

浮桟橋利用申請要綱及び利用規約

1. 艇種

場 所	艇全長	艇 種
1号浮桟橋	13m未満	クルーザーヨット
2号浮桟橋	11m未満	モーターボート

*艇全長は**船体の実測長**です。バウスピリットやトランサムステップなどを装着している場合は、それら付属物を含んだ長さをいいます。(船舶検査証上の船舶の長さとは異なります。)

*以下の船舶は係留できません。

漁業用船舶、営業用船舶、その他当ハーバー施設に適さないと判断した船舶

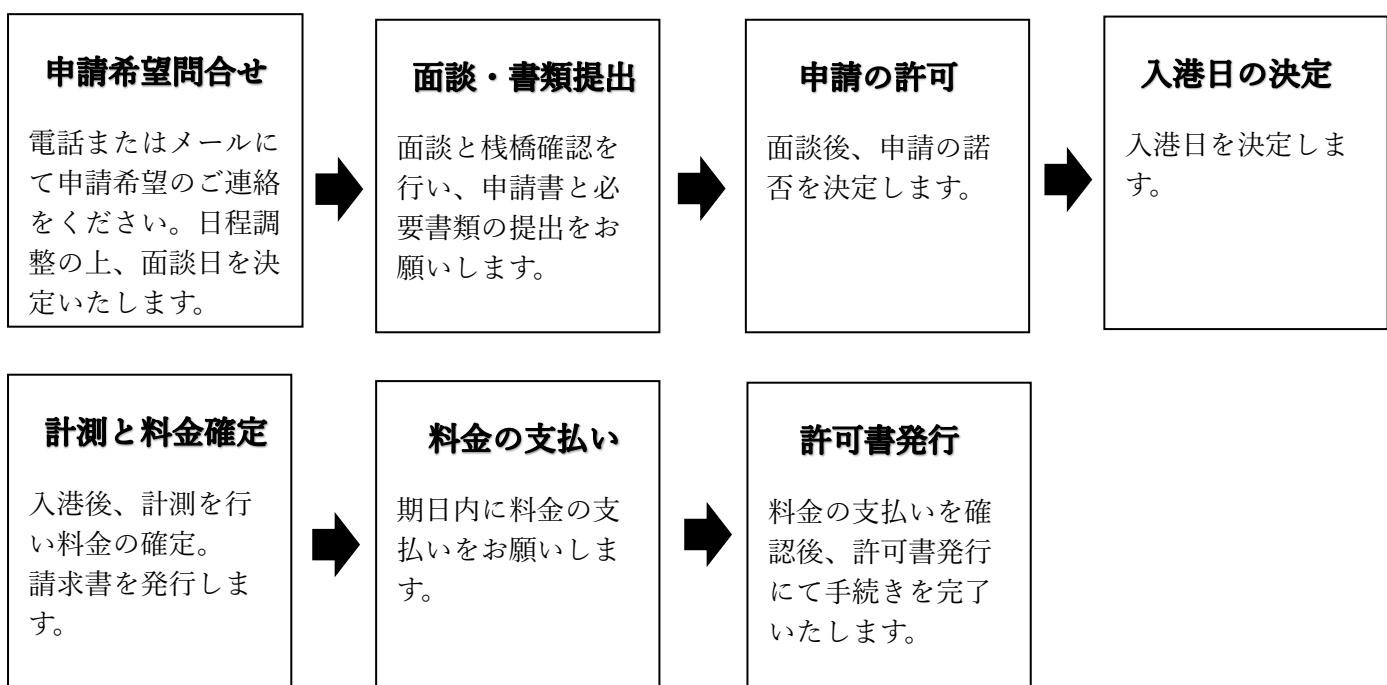
2. 申請申込資格

- ① 艇を所有している方、または艇を購入する予定の方。
- ② 船舶操縦免許証を取得していること。
- ③ 申請人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(申請人が法人の場合、当該法人の役員が暴力団員に該当した場合を含む。)に該当しないこと。

3. 申請に必要な書類

- | | |
|------------------------|----------------|
| ① 浮桟橋常時利用許可申請書 | 1通(面接当日お渡しします) |
| ② 船舶検査証書の写し | 1通 |
| ③ 船舶免許証の写し(運航者すべて) | 1通 |
| ④ 法人所有の場合は登記簿謄本(3か月以内) | 1通 |

4. 申請手続きの流れ



5. 係留料金

- ① 別紙料金表に基づき、原則振込による年度一括支払い。
- ② 支払期限は通常請求書発行から 2 週間以内とし、期限内の支払い厳守。
- ③ 料金発生は申請書に記載された利用開始日を基準とする。基本的に利用開始日の変更は認めない。
- ④ 月途中からの利用は、その月の 15 日未満は日額計算、15 日以上は月額料金とする。
- ⑤ 年度契約を除き、料金の計算は月ごとに行うものとする。
- ⑥ 1 号桟橋は陸電、水道料金、2 号桟橋は水道料金を含む。

6. 解約について

- ① 利用の解約をする場合は、解約をしようとする日から起算して遅くとも 1 カ月前までに申し出る。
- ② 解約後は特別の事情がない限り速やかに所定の場所を空ける。
- ③ 月途中での解約の場合は、その月の利用料金は徴収。

7. その他

- ① 「佐賀県ヨットハーバーの利用及び管理に関する規則」並びに「浮桟橋常時利用許可申請書」「佐賀県ヨットハーバー浮桟橋利用許可書」の許可条件を遵守すること。
- ② 来場の際は、来場者名簿に記入(来場者全員)すること。
- ③ 車での来場の際は当ハーバーが発行する駐車許可証を提示する。
(駐車許可証は 1 オーナーにつき 3 枚までを上限に、車両ナンバーを登録の上発行する。)
- ④ ゴミは持ち帰る。

*個人情報の取り扱いについて

当 JV は個人情報保護法を遵守いたします。お預かりした個人情報は、事前に本人の同意を得ることなく第三者に提供しません。(法令に基づく場合を除く)